

中津市一般競争入札告示

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び中津市契約規則（昭和40年9月1日中津市規則第10号）第22条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年9月1日

契約担当者 中津市長 奥塚 正典

1. 入札に付する事項

- |     |          |                                 |    |
|-----|----------|---------------------------------|----|
| (1) | 購入物品及び数量 | トーイングボート（水上スキー専用艇）              | 1艇 |
|     |          | 附属備品                            | 一式 |
| (2) | 納入期限     | 平成30年3月23日（金） ※ただし、可能な限り早い納期を希望 |    |
| (3) | 納入場所     | 中津市耶馬溪町大字山移2704番地【耶馬溪水上スポーツ施設】  |    |
| (4) | 主な仕様     | 別紙仕様概要による                       |    |

2. 入札等に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。
- (3) 3. 入札参加申込等（1）の【資格確認資料】をすべて提出できる者とする。

3. 入札参加申込等

- (1) 入札等に参加する者に必要な資格に適合し、参加を希望する場合は、別に配布する一般競争入札参加申請書及び必要に応じ関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参又は、郵送により期限内に提出（到着）し、入札参加資格の認定を受けなければならない。ただし、中津市に入札参加資格を有する場合は、資格確認資料の提出を一部省略することができる。

【資格確認資料】

- ① 一般競争入札（見積）参加申請書【様式1】
- ② 一般競争入札（見積）参加資格審査調書【様式2-1】【様式2-2】【様式2-3】
- ③ 消費税事業者届出書【様式3】
- ④ 財務諸表【様式4】又は直近の決算書・確定申告書。「写し可」
- ⑤ 代表者身分証明書：【法人】履歴事項全部証明書【個人】申請者本人の本籍地の市町村で発行した証明書。「写し可」
- ⑥ 消費税及び地方消費税納税証明書：所轄税務署で発行するもの（その3、その3の2又はその3の3のいずれか）。「写し可」※非課税業者も未納がないことの証明として必ず提出すること。「写し可」
- ⑦ 印鑑証明書：【法人】法務局発行のもの【個人】居住地の市町村長が発行のもの。「写し可」

- ⑧ 誓約書
- ⑨ メンテナンス体制証明書
- ⑩ その他該当者のみ提出する書類

(2) 入札参加申請書等の提出期間等

- ① 期間 平成29年9月1日(金)～平成29年9月22日(金)  
(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)
- ② 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 場所 中津市役所 契約検査課 提出部数 各1部  
申請用紙等 平成29年9月1日(金)から市ホームページにてダウンロード可  
契約検査課でも配布可。

(3) 入札参加資格等の確認は、確認資料の提出期日現在の事実をもって行なうものとする。

4. 入札説明会

入札説明会は行わない。なお、入札書等の様式については、入札参加資格決定者に後日配布もしくは郵送する。

5. 仕様書に関する質問及び期限についての連絡先

仕様書等についての質問及び事前承認について

質問及び事前承認期日 平成29年10月4日(水)午後3時00分までに下記へFAXにて行うこと。

**※購入物品については、全て事前に担当課の承認を得たもので入札に参加すること。**

耶馬溪支所 地域振興課 担当 中村 大悟

電話番号 0979-54-3111

FAX 0979-54-2646

6. 入札、開札の場所及び日時

日時 : 平成29年10月11日(水)午後1時30分

入札室(場所) : 中津市役所 3階 教育委員会室

※ 入札(応札)は郵送でも可。郵送する場合は配達記録郵便にて入札日午後零時00分までに必着。

※ 入札室には、入札者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

※ 入札者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。

7. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除(中津市契約規則第21条の規定による。)
- (2) 契約保証金 納付(中津市契約規則第6条の規定による。)

## 8. 入札書記載に関する事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9. 入札に関する注意事項

- (1) 入札者が代理人の場合は代表者からの委任状を入札当日持参すること。
- (2) 代理人は入札書に代理人の名前で記入・押印し、印鑑は委任状と入札書と同じものを使用すること。
- (3) 最低制限価格は設定しないものとする。
- (4) 入札回数は再度までとし、落札者がいない場合、入札額が予定価格の一定金額以内であれば随意契約見積へ移行するものとする。

## 10. 入札無効に関する事項

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ① 入札者として資格のない者のした入札。
  - ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
  - ③ 入札保証金を納付しない者、又はその金額に不足のある者がした入札。
  - ④ 同一の入札について2以上の入札をした者のした入札。
  - ⑤ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札。
  - ⑥ 入札金額の訂正に、訂正印のない入札。
  - ⑦ 担当課への申請及び認定を受けていない同等品等での入札。
  - ⑧ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。

## 11. その他

- (1) 申請書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に当市において無断で使用することはできないものとする。
- (3) 提出された申請書等は、返却しないものとする。
- (4) 提出期限後において申請書等の追加、差替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札者氏名及び押印については、外国人にあつては署名をもって押印に代えることができる。
- (6) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とし、消費税及び地方消費税額抜きの金額で入札すること。
- (7) 入札参加者が1者となった場合は入札を中止する場合がある。
- (8) その他入札など契約に関する連絡先

中津市役所 契約検査課 担当 田中

住 所 〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3

電 話 0979-22-1111 (内線702)

ホームページアドレス <http://www.city-nakatsu.jp>

契約検査課 E-Mail [keiyakukensa@city.nakatsu.lg.jp](mailto:keiyakukensa@city.nakatsu.lg.jp)